

静岡市規則第77号

静岡市清水駅東口広場の管理に関する規則をここに制定する。

平成24年8月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市清水駅東口広場の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市民が自由に憩い、又は触れ合う場所として、静岡市が静岡市清水区袖師町地内に設置する静岡市清水駅東口広場（以下「広場」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止)

第2条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場又は広場の設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 危険物又はごみその他の汚物を持ち込み、又は捨てること。
- (3) 球技をし、スケートボードをし、又はこれらに類する行為をすること。
- (4) 次条第1項の広場の使用許可を受けずに車両等を乗り入れること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(広場の使用許可)

第3条 広場のうち市長が定める場所において次に掲げる行為をするために広場を使用しようとする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による市長の許可（以下「広場の使用許可」という。）を受けなければならない。

- (1) 催事その他これに類する催しを行うこと。
- (2) 募金、ボランティア活動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映像を撮影すること。
- (4) 広告物を掲げ、又は宣伝すること。
- (5) 販売をし、勧誘をし、又はこれらに類する行為をすること。

2 広場の使用許可に基づき広場を使用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

3 広場の使用許可を受けようとする者は、広場を使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日。以下この項において「使用日」という。）の前6月に当たる日から使用日の2週間前に当たる日までの間に静岡市清水駅東口広場目的外使用許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用日の前6月に当たる日前においても申請することができる。

4 市長は、広場の使用許可をしたときは、静岡市清水駅東口広場目的外使用許可書（様式第2号）を交付する。

5 市長は、広場の使用許可に際し、広場の管理上必要な条件を付することができる。

（目的外使用料等）

第4条 広場の使用許可を受けた者（以下「広場の使用者」という。）に係る広場の使用料（以下「目的外使用料」という。）に関する事項は、静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成15年静岡市条例第59号）の定めるところによる。

2 静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第5条の規定により目的外使用料の減額又は免除を受けようとする広場の使用者は、目的外使用料の納期限の2週間前までに静岡市清水駅東口広場目的外使用料減額・免除承認申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、納期限の2週間前を経過した後であっても申請することができる。

3 市長は、目的外使用料の減額又は免除を承認したときは、静岡市清水駅東口広場目的外使用料減額・免除承認通知書（様式第4号）により通知する。

4 市長は、広場の使用者が広場の使用に当たり電気施設を使用するときは、当該施設に係る電気料の実費に相当する額を徴収する。

（許可の基準）

第5条 市長は、広場の使用許可の申請に係る行為が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときに限り、当該行為を許可するものとする。

（1）国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体又は市長が公益性があると認める団体が、公用若しくは公共用又は公益性のある事業の用に供するものであること。

（2）前項に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるものであること。

（使用の報告）

第6条 広場の使用者は、広場の使用が終わったときは、速やかに静岡市清水駅東口広場使用報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 広場の使用者は、広場の使用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、広場の使用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第5項の規定により付した条件（以下「許可条件」という。）を変更し、又は広場の使用を停止し、若しくは広場の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 広場の使用者が、この規則又は許可条件に違反したとき。
- (2) 広場の使用者が、偽りその他不正の手段により広場の使用許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、広場の管理上特に必要があると認めるとき。

(原状回復)

第9条 広場の使用者は、広場の使用を終えたとき、又は前条の規定により広場の使用を停止され、若しくは広場の使用許可を取り消されたときは、広場を直ちに自己の負担で原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 広場の使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市がこれを代行し、その費用を広場の使用者から徴収することができる。

(違反者等に対する処置)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、行為の中止、物件の撤去又は広場からの退去を求めることができる。この場合において、市長の求めに応じないときは、必要な処置を講ずるものとする。

- (1) 第2条の規定に違反した者
- (2) 広場の使用許可を受けないで第3条第1項各号に掲げる行為をした者

(損害賠償の義務)

第11条 広場又は広場の設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(利用の禁止等)

第12条 市長は、広場の損傷等により、広場の利用が危険であると認めるとき、又は管理上やむを得ないと認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(雑則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（1枚目）

静岡市清水駅東口広場目的外使用許可申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の位置〕
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕^印

静岡市清水駅東口広場の管理に関する規則第3条第3項の規定により、静岡市清水駅東口広場の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 事業の名称及び使用目的 | |
| 使用面積 | m ² |
| 使用方法 | |
| 使用期間 | 年 月 日（曜日）時から 年 月 日（曜日）時まで 計 日間 |
| 備考 | |

（注）申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

(2枚目)

1 車両の乗り入れ

| | |
|----|-------------------|
| 無し | 有り うち常時駐車車両 () 台 |
|----|-------------------|

(注) 駐車する車両は必要最小限にとどめ、搬出入を目的とする車両は搬出入後速やかに移動してください。

2 電気施設の使用 (最大 40A まで使用可能)

| | |
|----|-----------------------------|
| 無し | 有り ※下記明細に使用予定の電気量を記載してください。 |
|----|-----------------------------|

※明細 (使用器具が 5 種類以上の場合は、別紙にて作成し、本申請書に添付してください。)

| | 電気器具名 | 電気量 (kw) | 数量 | 使用時間 | 使用量 (kwh) |
|---|-------|----------|----|------|-----------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| | 計 | | | | |

3 水道施設の使用

| | |
|----|-------------|
| 無し | 有り 使用目的 () |
|----|-------------|

(注) 雑排水は使用者側でタンク等を準備し、適切に処理ください。

4 広場内で使用・設置する資機材

| |
|--|
| |
|--|

(注) 使用・設置により汚損等が生じないように、必要な措置をとってください。

5 図面

広場の使用内容が分かる図面を添付してください。

(注) 図面に使用区域、資機材・車両等の配置、安全対策 (例: 誘導員配置) の内容等を記入してください。また、広場内に常駐する車両がある場合は、駐車区域を明示してください。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市清水駅東口広場目的外使用許可書

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水駅東口広場の使用については、
次のとおり許可します。

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| 事業の名称及び使用目的 | |
| 使用面積 | m ² |
| 使用方法 | |
| 使用期間 | 年 月 日（曜日）時から 年 月 日（曜日）時まで 計 日間 |
| 貸与物品 | |
| 目的外使用料 | 円 |
| 許可条件 | |

様式第3号（第4条関係）

静岡市清水駅東口広場目的外使用料減額・免除承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者
住所
氏名

〔法人にあっては、その主たる事務所の位置〕
〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕^印

静岡市清水駅東口広場の目的外使用料の減額・免除を受けたいので、静岡市清水駅東口広場の管理に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

| | | | |
|---------------------|-----------|-----|------|
| 事業の名称及び 使用目的 | | | |
| 使用期間 | 年 月 日（曜日） | 時から | |
| | 年 月 日（曜日） | 時まで | 計 日間 |
| 許可年月日・番号 | 年 月 日 | 第 | 号 |
| 減額・免除を受け ようとする理由 | | | |
| ※免除 | | | |
| ※減額 | ※規定額 | | |
| | ※減額 | | |
| | ※差引納付額 | | |

（注）

- ※印欄は、記入しないでください。
- 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市清水駅東口広場目的外使用料減額・免除承認通知書

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水駅東口広場の目的外使用料の減額・免除については、次のとおり承認したので通知します。

| 許可年月日・番号 | 年 月 日 第 号 | | |
|----------|-----------|-----|--|
| 決定 | 1 免除 | | |
| | 2 減額 | 規定額 | |
| | | 減額 | |
| 差引納付額 | | | |
| 条件 | | | |

様式第5号（第6条関係）

静岡市清水駅東口広場使用報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

報告者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の位置〕
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕^印

静岡市清水駅東口広場の管理に関する規則第6条の規定により、次のとおり報告します。

| | |
|-------------|--|
| 事業の名称及び使用目的 | |
| 使用期間 | 年 月 日（曜日）時から 年 月 日（曜日）時まで 計 日間 |
| 貸与物品 | |
| 許可年月日・番号 | 年 月 日 第 号 |
| 添付書類 | ・ 広場全体が確認できる使用中の写真 ・ 広場の使用後の写真 ・ 電気又は水道施設を使用したときは、使用後の各施設の写真 |
| 備考 | |

（注）

- 1 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。
- 2 貸与物品を併せて返却してください。